

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 年 度	結 業 年 度	法人名	()	
各 連 結 法 人 に お け る 控 除 額 の 計 算	円	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{(1)}{(22)}$	15
			個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{5}{100}$	16
			法人税額基準額 ((15)と(16)のうち少ない金額)	17
			当期税額控除可能額 ((14)と(17)のうち少ない金額)	18
			調整前連結税額超過構成額 $(26) \times \frac{(18)}{(25)}$	19
			法人税額の特別控除 の個別帰属額 (18) - (19)	20
			連結所得の金額 (別表四の二「55の①」)	21
			特定寄附金を支出した各連結法人 の個別所得金額の合計額 (適用連結法人の(1)の合計)	22
			調整前連結税額 (別表一の二「2」)	23
			総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{5}{100}$	24
			当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(18)の合計)	25
			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑩」)	26
			法人税額の特別控除額の合計額 (25) - (26)	27

個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	
調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(21)}$	2	
特定寄附金の額の合計額 (28の計)	3	
税 額 控 除 基 準 額 $(3) \times \frac{20又は40}{100}$	4	
住 民 税 額 に お け る 控 除 額 の 計 算	5	外
(別表一の二「5」+「7」) のうち帰せられる金額		
連結親法人が中小連結親法人以外 の場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十八)付表「20」)	6	
連結親法人が中小連結親法人の 場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十八)付表「21」)	7	
仮 計 (5)と(6)又は(7)のうち多い金額)	8	
控除対象個別帰属調整額等	9	
住民税額控除額の計算 の基礎となる法人税額 (8) - (9) (5) > (8) - (9)の場合は(5)	10	
住民税額控除額 $(10) \times \frac{2.58又は1.4}{100}$	11	
差引税額控除基準額残額 (4) - (11)	12	
特定寄附金基準額 $(3) \times \frac{10}{100}$	13	
税 額 控 除 限 度 額 (12)と(13)のうち少ない金額)	14	

各 連 結 法 人 に お け る 特 定 寄 附 金 に 関 す る 明 細

寄 附 し た 年 月 日	寄 附 先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容	特 定 寄 附 金 の 額
			28
・	・		円
・	・		
・	・		
計			

別表六の二十八 令二・四・一以後終了連結事業年度分